

平成 26 年 5 月 1 日

国交省横浜国道事務所長 杉崎光義 殿

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会

会長 比留間哲生

横環南線に関わる事業認定申請について（要請）

先般の 4 月 22 日の国道事務所など事業者との質問・回答会議において、申請に向けて作業中である旨を聞き及びました。

横浜環状南線の土地収用法に係わる事業説明会（3 月 17 日）について当方は、説明会は成立していないと貴職に申し上げていたところであるが、聞き入れなく手続きを進めていることは住民軽視で誠に遺憾なことであります。

土地収用法では事業認定申請は起業者が行なうことであるが、その申請書において、「公共の利益」について申請者自身の目的のために一方的に利益のみを記載することは問題であり、住民の不利益についても記載すべきであります。

本会では横環南線は、公共の利益よりも住民の不利益が大きい事業であると認識しており、別紙に示す意見書を提出します。事業認定申請書に必ず住民の意見を取り入れるよう要請致します。

併せて、平成 16 年度関東地方整備局事業評価監視委員会に住民が提出し、「一般国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道【金沢～戸塚】〔高速横浜環状南線〕（再評価）」に引用記載された住民側意見を今回も取り込む様要請致します。

以上

添付書 1：[別紙-1] 横環南線の事業認定申請書に取り入れるべき住民の意見（住民の不利益の要約）を含む

添付書 2：[別紙-2] 平成 16 年度関東地方整備局事業評価監視委員会に際して提出した住民側意見書